

匠プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

匠プロモーション動画制作業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和5年10月2日までとする。

3 業務目的

本県が生産量日本一を誇るぶどう、ももについて、国内外の産地との競争が激化するなか、今後も消費者から選ばれる産地であり続けるためには、日本のぶどう栽培発祥の地とされる果樹栽培の歴史のある本県ならではの生産者の卓越した技術（以下、「匠の技」とする。）にフォーカスした共感を得られるストーリーを発信することでブランド価値を高め、県産果実の他産地との一層の差別化を図ることが必要である。

このため、県産果実が他産地とは違い歴史のある産地の匠の技によって生産されるプレミアムな果実であることを、個々の生産者の技術の高さや独自技術、先人達が作り上げてきた知恵や技術の伝承等を通じて国内外の消費者に印象付けるプロモーション動画を制作する。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) 動画の内容

- ① 県産果実の匠の技に焦点を当てた、ドキュメンタリー（実写をメインとする。）を1本制作すること。
- ② 消費者に、匠の技により作り出された県産果実だから品質が高いものであるとイメージさせ、果実を買いたい、食べたいと思わせる内容であること。
- ③ 対象とする県産果実は、ぶどう、ももとし、県が指定する生産者（ぶどう農家60～70代男性、もも農家60～70代男性）を取材し、動画を撮影・編集すること。
- ④ 動画の長さは3～5分程度とすること。

- ⑤ 動画は、「字幕なし」「日本語字幕版」「英語字幕版」「中国語（簡体字）字幕版」「中国語（繁体字）字幕版」の5種類を制作すること。
- ⑥ 別添スケジュール・撮影時期の例を参考に、特色ある匠の技を撮影すること。
- ⑦ 山梨県の動画であることがわかるような工夫をすること。なお、「おいしい未来へ やまなし」ロゴマークを必ず入れること。

(2) 納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品すること。

① 完成した動画

(ア) 映像の規格はアスペクト比16：9とすること。

(イ) データは次のとおりとし、それぞれ可能な限り高画質なデータとすること。

- i 一般的なWindows搭載パソコンで再生可能な形式
- ii YouTubeにアップロード可能な形式
- iii ブルーレイプレーヤーで再生可能な形式

② YouTube掲載用サムネイル

YouTube掲載用サムネイルを、①に合わせて納品すること。

③ 撮影素材

県と協議の上、動画制作のための撮影した映像等を納品すること。

④ 納品メディア

- i 成果品のうち①(イ) iとii、②、③は、USBメモリ等で納品すること。
- ii 成果品のうち①(イ) iiiはブルーレイディスクで納品すること。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 必要な資機材について

委託業務に必要となる資機材は、受託事業者が用意すること。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。

別添

スケジュール・撮影時期の例

	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
受託事業者との契約	契約																			
ぶどうの撮影	剪定	剪定						摘房 房作り	ジベ 処理 摘粒 摘房	ジベ 処理 摘粒 摘房	摘粒 袋かけ	傘かけ			収穫	収穫				
ももの撮影		剪定	剪定			摘蕾		芽かき	摘果	摘果	袋かけ	袋かけ	収穫	収穫						
事業完了報告（納品）																				10/2

※上記のすべてを撮影する必要はないが、どの工程を撮影するかは、動画のコンセプトをもとに、県と協議し、決定すること。

※上記は目安で、生育状況により前後することがある。